

**北坂戸地区多世代交流拠点整備事業**  
(坂戸市北坂戸地区まち・くらし再生事業)

**設計・施工一括工事請負契約（案）**

令和●年●月

坂戸市



## 設計・施工一括工事請負契約（案）

1 工事名 北坂戸地区多世代交流拠点整備事業

2 工事場所 埼玉県坂戸市溝端町6

3 工期 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで

4 請負代金額 金 円

なお、内訳は以下のとおり

(設計) 金 円

(建設) 金 円

(工事監理) 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

5 契約保証金 契約金額の1/10以上

6 業務の種類及び内容

① 設計業務

(ア) 事前調査業務

(イ) 各種関係機関との調整業務

(ウ) 設計、法令に基づく各種許認可及び関連業務

(エ) 市の国庫補助金申請等に必要となる各種資料の作成補助業務

(オ) 申請業務

② 建設業務

(ア) 建設業務及びその他関連業務

(イ) 什器備品設置業務

(ウ) 開館準備業務

③ 工事監理業務

(ア) 工事監理業務

7 前払金 契約金額の60%以内、契約時40%、中間時20%

なお、前払金の請求可能時期は、原則として「8 部分払の請求回数」で指定する部分払年度と同年度とする。

8 部分払の請求回数 6回

① 設計

	令和7年度	令和8年度
支払限度額	¥	¥
完成出来高	●●%以上	●●%

② 建設

	令和8年度	令和9年度
支払限度額	¥	¥
完成出来高	●●%以上	●●%

③ 工事監理

	令和8年度	令和9年度
支払限度額	¥	¥
完成出来高	●●%以上	●●%

9 その他の特定条件 無

上記の工事について、発注者坂戸市と受注者設計事業者と建設事業者と工事監理事業者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の内容に基づき、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 3 月 19 日条例第 9 号）第 2 条の規定による市議会の議決を経たときは、これを本契約とみなす。

また、議会の議決が得られなかった場合でも、発注者及び受注者とも一切の損害賠償等の責めは負わないものとする。

この契約の成立を証するため、本書 4 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	所在地	埼玉県坂戸市千代田一丁目 1 番 1 号
	名称	坂戸市
		坂戸市長 石川 清印

受注者（設計事業者）	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

受注者（建設事業者）	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

受注者（工事監理事業者）	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

## 目次

第1章 総則.....	1
第1条（総則）.....	1
第2条（用語の定義）.....	1
第3条（規定の適用関係）.....	2
第4条（指示等及び協議の書面主義）.....	2
第5条（契約の保証）.....	3
第6条（権利義務の譲渡等）.....	3
第7条（著作権の譲渡等）.....	4
第8条（一括委任又は一括下請負の禁止）.....	4
第9条（一括再委託等の禁止）.....	5
第10条（下請負人の変更等）.....	5
第11条（下請負人の社会保険加入義務）.....	5
第12条（特許権等の使用）.....	5
第2章 業務実施体制等.....	5
第13条（監督員）.....	6
第14条（統括責任者等）.....	6
第15条（設計管理技術者）.....	7
第16条（現場代理人及び主任技術者等）.....	7
第17条（周辺住民等との交渉等）.....	8
第18条（土地の立入り）.....	8
第19条（履行報告）.....	8
第20条（本件工事等関係者に対する措置請求）.....	8
第3章 設計業務.....	9
第21条（本件設計）.....	9
第22条（業務工程表の提出）.....	9
第23条（貸与品等（本件設計））.....	9
第24条（募集要項等と本件設計が一致しない場合の修補義務）.....	10
第25条（条件変更等（設計業務））.....	10
第26条（設計図書等の変更（設計業務））.....	10
第27条（本件設計に係る設計事業者の提案）.....	11
第28条（本件設計の検査及び引渡し）.....	11
第29条（本件設計完了時の支払）.....	11
第30条（引渡し前における設計図書の使用）.....	12

第31条	(設計事業者に対する前払金)	12
第32条	(保証契約の変更(設計事業者))	13
第33条	(前払金の使用等(設計事業者))	13
第34条	(部分払(設計事業者))	13
第35条	(部分引渡し(設計事業者))	14
第36条	(継続費に係る契約の前払金(設計事業者の特則))	14
第37条	(契約不適合責任(設計事業者))	15
第38条	(設計事業者の契約不適合責任期間等)	16
第4章	建設業務	16
第39条	(本件工事の開始)	17
第40条	(関連工事の調整)	17
第41条	(工事材料の品質及び検査等)	17
第42条	(監督員の立会い及び工事記録の整備等)	17
第43条	(支給材料及び貸与品)	18
第44条	(解体工事に要する費用等)	19
第45条	(工事用地の確保等)	19
第46条	(募集要項等と本件工事が一致しない場合の修補義務)	20
第47条	(設計図書不適合等の場合の改造義務及び破壊検査等)	20
第48条	(条件変更等(建設事業者))	20
第49条	(設計図書等の変更(建設事業者))	21
第50条	(本件工事に係る事業者の提案)	21
第51条	(本件工事の中止)	22
第52条	(賃金又は物価の変動に基づく工事費の変更)	22
第53条	(臨機の措置)	23
第54条	(不可抗力による損害)	23
第55条	(公共施設の検査及び引渡し)	24
第56条	(本件工事完了時の支払)	25
第57条	(建設事業者に対する前払金)	25
第58条	(保証契約の変更(建設事業者))	26
第59条	(前払金の使用(建設事業者))	27
第60条	(部分払(建設事業者))	27
第61条	(部分引渡し(建設事業者))	27
第62条	(継続費に係る契約の前払金(建設事業者の特則))	28
第63条	(契約不適合責任(建設事業者))	28
第64条	(建設事業者の契約不適合責任期間等)	29
第5章	工事監理業務	30

第65条	(工事監理業務)	30
第66条	(工事監理業務計画書の提出)	30
第67条	(貸与品等(工事監理業務))	30
第68条	(募集要項等と工事監理業務が一致しない場合の修補義務)	30
第69条	(条件変更等(工事監理業務))	31
第70条	(設計図書等の変更(工事監理業務))	32
第71条	(工事監理業務に係る工事監理事業者の提案)	32
第72条	(工事監理業務の完了及び検査)	32
第73条	(工事監理業務完了時の支払)	32
第74条	(工事監理事業者に対する前払金)	33
第75条	(保証契約の変更(工事監理事業者))	33
第76条	(前払金の使用等(工事監理事業者))	34
第77条	(部分払(工事監理事業者))	34
第78条	(継続費に係る契約の前払金(工事監理事業者の特則))	35
第79条	(契約不適合責任(工事監理事業者))	35
第80条	(工事監理事業者の契約不適合責任期間等)	36
第6章	一般適用規定	37
第81条	(継続費に係る契約の特則)	37
第82条	(継続費に係る契約の部分払の特則)	37
第83条	(前払金等の不払に対する本件工事等中止)	37
第84条	(事業者の請求による業務期間の延長)	38
第85条	(市の請求による業務期間の短縮等)	38
第86条	(業務期間の変更方法)	39
第87条	(請負代金額の変更方法等)	39
第88条	(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)	39
第89条	(一般的損害)	39
第90条	(第三者に及ぼした損害)	40
第91条	(履行遅滞の場合における違約金等)	40
第92条	(公共工事履行保証証券による保証の請求)	41
第93条	(市の解除権)	41
第94条	(契約が解除された場合等の違約金)	42
第95条	(談合その他不正行為による市の解除権)	42
第96条	(暴力団排除措置による市の解除権)	43
第97条	(市の任意解除権)	44
第98条	(事業者の解除権)	44
第99条	(解除の効果)	44

第100条 (解除に伴う措置)	45
第7章 雑則	46
第101条 (火災保険等)	46
第102条 (賠償金等の徴収)	47
第103条 (あっせん又は調停)	47
第104条 (仲裁)	47
第105条 (情報通信の技術を利用する方法)	47
第106条 (その他)	48

## 第1章 総則

(総則)

第1条 坂戸市（以下「市」という。）、設計事業者、建設事業者及び工事監理事業者（総称して又は文脈に応じて個別に、以下「公共施設整備事業者」という。）は、設計・施工一括工事請負契約（以下「この契約」という。）に基づき、募集要項等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 建設事業者は、●●●●（以下「公共施設」という。）についてこの契約記載の設計施工期間内に完成し、公共施設を市に引き渡すものとし、市は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他公共施設を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、設計事業者及び建設事業者がその責任において定める。

4 公共施設整備事業者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して市及び公共施設整備事業者間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して市及び公共施設整備事業者間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、さいたま地方裁判所をもって合意による第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

12 公共施設整備事業者が共同企業体を結成している場合においては、市は、この契約に基づくすべての行為を当該共同企業体の代表者に対して行うものとし、市が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成企業に対して行ったものとみなし、また、公共施設整備事業者は、市に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(用語の定義)

第2条 この契約において用いる用語の定義は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、次の各号に掲げるとおりとし、その他別段の定めがない限り、基本契

約に定める意味を有するものとする。

- ① 「基本契約」とは、市及び構成企業間の令和●年●月●日付け北坂戸地区多世代交流拠点整備事業（坂戸市北坂戸地区まち・くらし再生事業）基本契約書（その後の変更を含む。）をいう。
- ② 「工事監理期間」とは、この契約の締結日から令和●年●月●日までの期間をいう。
- ③ 「設計業務に係る書類」とは、設計業務に関し、募集要項等に定めるところに従い設計事業者が作成し、市が確認した書類一式（関連する通知（是正がある場合には是正要求書を含む。）を含む。）をいう。
- ④ 「設計施工期間」とは、この契約の締結日から令和●年●月●日までの期間をいう。
- ⑤ 「設計図書」とは、募集要項等及び設計業務に係る書類をいう。
- ⑥ 「本件工事」とは、募集要項等に定める施工に関する業務（仮設、施工方法その他工事の目的物を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。）をいう。
- ⑦ 「本件工事等」とは、本件設計及び本件工事をいう。
- ⑧ 「本件設計」とは、募集要項等に定める設計及び設計変更に関する業務をいう。
- ⑨ 「本件設計期間」とは、この契約の締結日から令和●年●月●日までの期間をいう。

（規定の適用関係）

第3条 本事業における設計業務、建設業務及び工事監理業務に係る権利義務については、基本契約及びこの契約の規定が適用されることにより、市と公共施設整備事業者との間において生じるものとし、次の各号に掲げる書類の内容に矛盾し、又は相違する部分がある場合の適用の優先順位は、次の各号の順序とする。

- ① 基本契約書
- ② 設計・施工一括工事請負契約
- ③ 設計図書
- ④ 募集要項等（但し、本条では提案書を除く。）
- ⑤ 提案書

2 前項の規定にかかわらず、要求水準書及び提案書の内容に相違する部分がある場合において、提案書に記載された水準又は仕様が要求水準書に記載された水準又は仕様を上回るときは、提案書に記載された水準又は仕様が当該上回る範囲で優先して適用されるものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第4条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市が緊急やむを得ない事情があると認める場合には、

市及び公共施設整備事業者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。  
この場合において、市及び公共施設整備事業者は、既に行った指示等を書面に記載し、14日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 市及び公共施設整備事業者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

第5条 建設事業者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

- ① 契約保証金の納付
  - ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - ③ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行若しくは市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - ④ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - ⑤ この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 建設事業者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、公共施設整備事業者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 建設事業者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第94条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、建設事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、建設事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第6条 公共施設整備事業者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡

し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 公共施設整備事業者は、設計図書（未完成の設計図書を含む。以下同じ。）及びこの契約に定める各業務を行う上で得られた記録等並びに公共施設及び工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第41条第2項の規定による検査に合格したもの及び第34条第3項、第60条第3項及び第77条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権及び抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第7条 設計事業者は、設計図書（募集要項等を除く。以下、本条で同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る引渡時に市に無償で譲渡するものとする。

- 2 市は、設計図書が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該設計図書の内容を設計事業者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 市は、設計図書が著作物に該当する場合には、設計事業者が承諾したときに限り、既に設計事業者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 設計事業者は、設計図書が著作物に該当する場合において、市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、市は、設計図書が著作物に該当しない場合には、当該設計図書の内容を設計事業者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 設計事業者は、設計図書（本件設計を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、市が承諾した場合には、当該設計図書を使用し、又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該設計図書の内容を公表することができる。
- 6 市は、設計事業者が設計図書の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、設計事業者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第8条 設計事業者及び建設事業者は、本件工事等の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 設計事業者及び建設事業者は、本件工事等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。

3 市は、設計事業者及び建設事業者に対して、本件工事等の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号若しくは名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(一括再委託等の禁止)

第9条 工事監理事業者は、工事監理業務の全部を一括して、又は市が設計図書において指定した部分を第三者に委任してはならない。

2 工事監理事業者は、工事監理業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。

3 市は、工事監理事業者に対して、工事監理業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の変更等)

第10条 市は、本件工事等及び工事監理業務の実施・施工について著しく不相当と認められる下請負人があるときは、公共施設整備事業者に対してその変更を求めることができる。

(下請負人の社会保険加入義務)

第11条 建設事業者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(設計事業者及び建設事業者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、建設事業者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ本件工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると市が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、建設事業者は、市の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を市に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第12条 設計事業者及び建設事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

## 第2章 業務実施体制等

(監督員)

第13条 市は、監督員を置いたときは、その氏名を公共施設整備事業者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 設計業務について、監督員は、この契約に基づく市の権限のうち、市が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- ① 市の意図する成果物を完成させるための設計事業者又は統括責任者に対する業務に関する指示
- ② この契約及び設計図書の記載内容に関する設計事業者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- ③ この契約の履行に関する設計事業者又は統括責任者との協議
- ④ 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

3 建設業務及び工事監理業務について、監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく市の権限とされる事項のうち、市が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書及び設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- ① 契約の履行についての建設事業者及び工事監理事業者、又は統括責任者に対する指示、承諾又は協議
- ② 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は建設事業者が作成した詳細図等の承諾
- ③ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

4 市は、2人以上の監督員を置き、前2項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく市の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、公共施設整備事業者に通知しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

6 市が監督員を置いたときは、この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、募集要項等及び設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。

(統括責任者等)

第14条 公共施設整備事業者は、統括責任者を定めて設置し、要求水準書に定めるところにより、その氏名、役割、設置場所その他必要な事項を市に通知しなければならない。統括責任者を変更したときも同様とする。

2 統括責任者は、この契約の履行に関し、監督員及び工事監理事業者との調整を行

うとともに、各従事者を管理監督し、本件工事に係る予算作成及び経費の執行管理及び決算管理を行い、各業務についてその結果を市に報告するための権限を有し、設計事業者及び建設事業者に対してかかる一切の権限を行使することができる。

- 3 公共施設整備事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。
- 4 統括責任者は、現場代理人又は設計管理技術者がこれを兼ねることができる。なお、工事監理業務を行う者は、統括責任者となることはできない。
- 5 工事監理事業者は、次に掲げる者を定めて設置し、要求水準書に定めるところにより、その氏名、役割、設置場所その他必要な事項を市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
  - ① 工事監理責任者
  - ② 工事監理担当者
- 6 工事監理責任は、工事監理担当者を統括し、工事監理業務全体を総合的に把握し調整を行う責任を負う。
- 7 工事監理担当者は、各自の担当分野の工事監理業務の責任を負う。

(設計管理技術者)

- 第15条 公共施設整備事業者は、設計業務に関して設計管理技術者を定め、書面をもって市に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。
- 2 設計管理技術者は、設計業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第16条 公共施設整備事業者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、要求水準書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- ① 現場代理人
  - ② 主任技術者又は監理技術者（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者とし、それ以外の場合は主任技術者とする。ただし、同条第3項の工事に該当する場合は、専任の主任技術者又は専任の監理技術者とし、同条第4項の工事にも該当する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。）
  - ③ 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う。
  - 3 市は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市との連絡体制が確保されると認められた場合には、

現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- 4 公共施設整備事業者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者又は主任技術者をいう。以下に同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（周辺住民等との交渉等）

第17条 周辺住民及び周辺施設（以下「周辺住民等」という。）に対する本件工事の事前説明及び交渉等は、設計事業者及び建設事業者が行うものとする。市が、周辺住民等に対して調整及び説明会等を行う場合において、市の指示があるときは、設計事業者及び建設事業者は、これに協力しなければならない。

- 2 前項の場合において、設計事業者及び建設事業者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

（土地の立入り）

第18条 設計事業者及び建設事業者が調査のため第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、設計事業者及び建設事業者がその承諾を得るものとする。

（履行報告）

第19条 公共施設整備事業者は、募集要項等及び設計図書に定めるところにより、契約の履行について市に報告しなければならない。

（本件工事等関係者に対する措置請求）

第20条 市は、第14条第1項及び第5項並びに第15条第1項及び第16条第1項に定める各責任者等がその職務の執行又は公共施設整備事業者の使用人若しくは第8条第2項若しくは第9条第2項の規定により公共施設整備事業者から業務を委託され、若しくは請け負った者が当該業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、公共施設整備事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 監督員は、公共施設整備事業者が本件工事を履行するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、公共施設整備事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 公共施設整備事業者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事について決定し、その結果を請求の受けた日から10日以内に、市に通知しなければならない。
- 4 公共施設整備事業者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきこ

とを請求することができる。

- 5 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求の受けた日から 10 日以内に、公共施設整備事業者に通知しなければならない。

### 第 3 章 設計業務

(本件設計)

- 第 2 1 条 設計事業者は、募集要項等に従い、本件設計を本件設計期間内に完了し、設計図書その他本件設計の目的物（以下「成果物」という。）を市に引き渡すものとし、市は、その請負代金を支払うものとする。

(業務工程表の提出)

- 第 2 2 条 設計事業者は、この契約締結後 14 日以内に募集要項等に示す業務工程表を作成し、市に提出しなければならない。

- 2 市は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から 7 日以内に、設計事業者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約の他の条項の規定により業務期間又は設計図書が変更された場合において、市は、必要があると認めるときは、設計事業者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第 1 項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前 2 項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、設計図書において定める場合を除き、市及び設計事業者を拘束するものではない。

(貸与品等（本件設計）)

- 第 2 3 条 市が設計事業者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等（本件設計）」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、募集要項等に定めるところによる。

- 2 設計事業者は、貸与品等（本件設計）の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、市に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 設計事業者は、貸与品等（本件設計）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 設計事業者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等（本件設計）を市に返還しなければならない。
- 5 設計事業者は、故意又は過失により貸与品等（本件設計）が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、市の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(募集要項等と本件設計が一致しない場合の修補義務)

第24条 設計事業者は、本件設計の内容が募集要項等又は市の指示若しくは市と設計事業者との協議の内容に適合しない場合において、市がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が市の指示によるとき、その他市の責めに帰すべき事由によるときは、市は、必要があると認められるときは、本件設計期間若しくは請負代金額を変更し、又は設計事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等 (設計業務))

第25条 設計事業者は、本件設計を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに市に書面により通知し、その確認を請求しなければならない。

- ① 設計図書が一致しないこと。
- ② 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
- ④ 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
- ⑤ 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 市は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、設計事業者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、設計事業者が立会いに応じない場合には、設計事業者の立会いを得ずに行うことができる。

3 市は、設計事業者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を設計事業者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、設計事業者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、市は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、市は、必要があると認められるときは、本件設計期間、設計施工期間及び工事監理期間又は各業務に係る請負代金額を変更し、又は公共施設整備事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更 (設計業務))

第26条 市は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下「設計図書等」という。）の変更内容を設計事業者に

通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、市は、必要があると認められるときは、本件設計期間、設計施工期間及び工事監理期間又は各業務に係る請負代金額を変更し、又は公共施設整備事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(本件設計に係る設計事業者の提案)

第27条 設計事業者は、設計図書等について、同一請負金額以下で本件設計の技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、市に対して、当該発見又は発案に基づき、設計図書等の変更を提案することができる。

2 市は、前項に規定する設計事業者の提案を受けた場合において、必要があると認められるときは、設計図書等の変更を設計事業者に通知するものとする。

3 市は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、本件設計期間、設計施工期間及び工事監理期間又は各業務に係る請負代金額を変更しなければならない。

(本件設計の検査及び引渡し)

第28条 設計事業者は、本件設計を完了したときは、直ちに完了報告書により市に通知しなければならない。

2 市又は市が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に設計事業者の立会いの上、募集要項等及び設計図書に定めるところにより、本件設計の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を書面をもって設計事業者に通知しなければならない。

3 市は、前項の検査によって本件設計の完了を確認した後、設計事業者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 市は、設計事業者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、設計事業者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 設計事業者は、本件設計が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して市又は検査職員の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を本件設計の完了とみなして前4項の規定を適用する。

(本件設計完了時の支払)

第29条 設計事業者は、前条第2項(同条第5項において適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、市の指示する手続きに従って本件設計に係る請負代金の支払を請求することができる。

2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に、設計事業者に対して、当該請負代金を支払わなければならない。

3 市がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、

その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下、本項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における設計図書の使用）

第30条 市は、第28条第3項若しくは第4項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、設計図書の全部又は一部を設計事業者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、市は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 市は、第1項の規定により設計図書の全部又は一部を使用したことによって設計事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（設計事業者に対する前払金）

第31条 設計事業者は、保証事業会社との本件設計期間の満了日を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市に寄託して、契約書記載の前払金の支払を市に請求することができる。

2 設計事業者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該契約保証の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、設計事業者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 市は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 設計事業者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては前項の規定を準用する。

5 設計事業者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4を超えるときは、設計事業者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第35条の規定による支払をしようとするときは、市は、その支払額の中からその超過分を控除することができる。

6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、市と設計事業者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、市が定め、設計事業者に書面により通知する。

7 市は、設計事業者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返

還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更 (設計事業者))

第 3 2 条 設計事業者は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。

2 設計事業者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。

3 設計事業者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、設計事業者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 設計事業者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等 (設計事業者))

第 3 3 条 設計事業者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費 (この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払 (設計事業者))

第 3 4 条 設計事業者は、本件設計の完了前に、設計事業者が既に業務を完了した部分 (次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分 (本件設計)」という。) に相応する請負代金額相当額の 10 分の 9 以内の額について、契約書記載の回数以内において次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

2 設計事業者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分 (本件設計) の確認を市に請求しなければならない。

3 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、設計事業者の立会いの上、募集要項等及び設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を設計事業者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、設計事業者の負担とする。

5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第 1 項の請負代金額相当額は、市と設計事業者とが協議して定める。ただし、市が第 3 項の通知にあわせて第 1 項の請負代金相当額の協議を申し出た日から 1 日以内に協議が整わない場合には、市が定め、設計事業者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金額相当額 $\times$   $(9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

- 6 設計事業者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「請負代金額相当額」とあるのは「請負代金額相当額から既に部分払の対象となった請負代金額相当額を控除した額」とするものとする。(部分引渡し(設計事業者))

第35条 成果物について、市が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第28条中「本件設計」とあるのは「指定部分に係る本件設計」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第29条中「請負代金額」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、市は、当該部分について、設計事業者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第28条中「本件設計」とあるのは「引渡部分に係る本件設計」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第29条中「請負代金額」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項により準用される第29条第1項の規定により設計事業者が請求することができる部分引渡しに係る請負代金額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する請負代金額」及び第2号中「引渡部分に相応する請負代金額」は、市と設計事業者とが協議して定める。ただし、市が、前2項において準用する第29条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、設計事業者に通知する。
  - ① 第1項に規定する部分引渡しに係る請負代金額  
指定部分に相応する請負代金額 $\times$   $(1 - \text{前払金の額} / \text{請負代金額})$
  - ② 第2項に規定する部分引渡しに係る請負代金額  
引渡部分に相応する請負代金額 $\times$   $(1 - \text{前払金の額} / \text{請負代金額})$

(継続費に係る契約の前払金(設計事業者の特則))

第36条 継続費に係る契約の前払金については、第31条中「本件設計期間の満了日」とあるのは「本件設計期間の満了日(最終の会計年度以外の会計年度にあって

は、各会計年度末)」と、同条及び第 32 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の支払限度額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、設計事業者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が別途合意されているときには、前項の規定による読替え後の第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、設計事業者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が別途合意されているときには、第 1 項の規定による読替え後の第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、設計事業者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて、前払金の支払を請求することができる。
- 4 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第 1 項の規定による読替え後の第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、設計事業者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 32 条第 4 項の規定を準用する。

(契約不適合責任 (設計事業者))

第 37 条 市は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合 (本件設計)」という。）であるときは、設計事業者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、設計事業者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - ① 履行の追完が不能であるとき。
  - ② 設計事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - ③ 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、設計事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - ④ 前 3 号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完

を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(設計事業者の契約不適合責任期間等)

第38条 市は、引き渡された成果物に関し、第28条第3項又は第4項(第35条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下「引渡し(本件設計)」という。)を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合(本件設計)を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下「請求等(本件設計)」という。)をすることができない。

2 前項の請求等(本件設計)は、具体的な契約不適合(本件設計)の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等(本件設計)の根拠を示して、市の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 市が第1項に規定する契約不適合(本件設計)に係る請求等(本件設計)が可能な期間(以下「契約不適合責任期間(本件設計)」という。)の内に契約不適合(本件設計)を知り、その旨を設計事業者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等(本件設計)をしたときは、契約不適合責任期間(本件設計)の内に請求等(本件設計)をしたものとみなす。

4 市は、第1項の請求等(本件設計)を行ったときは、当該請求等(本件設計)の根拠となる契約不適合(本件設計)に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等(本件設計)以外に必要と認められる請求等(本件設計)をすることができる。

5 前各項の規定は、契約不適合(本件設計)が設計事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合(本件設計)に関する設計事業者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間(本件設計)については、適用しない。

7 市は、成果物の引渡しの際に契約不適合(本件設計)があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに設計事業者に通知しなければ、当該契約不適合(本件設計)に関する請求等(本件設計)をすることはできない。ただし、設計事業者がその契約不適合(本件設計)があることを知っていたときは、この限りでない。

8 契約不適合(本件設計)が設計図書の記載内容、市の指示又は貸与品等(本件設計)の性状により生じたものであるときは、市は、当該契約不適合(本件設計)を理由として、請求等(本件設計)をすることができない。ただし、設計事業者がその記載内容、指示又は貸与品等(本件設計)が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### 第4章 建設業務

(本件工事の開始)

第39条 建設事業者は、設計業務終了後に、要求水準書に示す建設業務計画書（施工計画書を含む。）を市に提出し、市の承認を受けて公共施設の施工を開始する。

2 建設事業者は、募集要項等に従い、本件工事を設計施工期間内に完了し、公共施設を市に引き渡すものとし、市は、その請負代金を支払うものとする。

（関連工事の調整）

第40条 市は、建設事業者の施工する工事及び市の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、建設事業者は、市の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第41条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、募集要項等に示す性能を満たすために十分な品質を有するものとする。

2 建設事業者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に要する費用は、建設事業者の負担とする。

3 監督員は、建設事業者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 建設事業者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 建設事業者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に、工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第42条 建設事業者は、設計図書において監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 建設事業者は、設計図書において監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 建設事業者は、前2項に規定するほか、市が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、建設事業者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求された

ときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく建設事業者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、建設事業者は監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、建設事業者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に要する費用は、建設事業者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第43条 市が建設事業者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具、調査機械器具及び図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等（本件工事）」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品等（本件工事）の引渡しに当たっては、建設事業者の立会いの上、市の負担において、当該支給材料又は貸与品等（本件工事）を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、建設事業者は、その旨を直ちに市に通知しなければならない。

3 建設事業者は、支給材料又は貸与品等（本件工事）の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 建設事業者は、支給材料又は貸与品等（本件工事）の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品等（本件工事）に第2項の検査により発見することが困難であった不適合があり、使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに市に通知しなければならない。

5 市は、建設事業者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品等（本件工事）に代えて他の支給材料若しくは貸与品等（本件工事）を引き渡し、支給材料若しくは貸与品等（本件工事）の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品等（本件工事）の使用を建設事業者に請求しなければならない。

6 市は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品等（本件工事）の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 市は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、設計施工期間若

しくは請負代金額を変更し、又は建設事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

- 8 建設事業者は、支給材料及び貸与品等（本件工事）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 建設事業者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品等（本件工事）を市に返還しなければならない。
- 10 建設事業者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品等（本件工事）が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、市の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 建設事業者は、支給材料又は貸与品等（本件工事）の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（解体工事に要する費用等）

第44条 本件工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体の方法並びに(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地について、建設業務計画書にそれぞれ記入する。

（工事用地の確保等）

第45条 市は、工事用地その他設計図書において定められた本件工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を建設事業者が本件工事の施工上必要とする日（市及び公共施設整備事業者間で別途定めた日がある場合には、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 建設事業者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に建設事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、建設事業者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、市に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、建設事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、建設事業者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、建設事業者は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する建設事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が建設事業者の意見を聴いて定める。

(募集要項等と本件工事が一致しない場合の修補義務)

第46条 建設事業者は、本件工事の内容が募集要項等又は市の指示若しくは市と建設事業者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が市の指示によるとき、その他市の責めに帰すべき事由によるときは、市は、必要があると認められるときは、設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は建設事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書不適合等の場合の改造義務及び破壊検査等)

第47条 建設事業者は、本件工事の施工部分が設計図書に適合していない場合において、監督員又は工事監理事業者がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他市の責めに帰すべき事由によるときは、市は、必要があると認められるときは、設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は建設事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、建設事業者が第41条第2項又は第42条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、本件工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を建設事業者に通知して、本件工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に要する費用は、建設事業者の負担とする。  
(条件変更等(建設事業者))

第48条 建設事業者は、本件工事の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと  
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- ② 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、建設事業者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、建設事業者が立会いに応じない場合には、建設事業者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 市は、建設事業者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を建設事業者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ建設事業者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
  - ① 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるものは設計事業者が行う。
  - ② 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で公共施設の変更を伴うものは設計事業者及び建設事業者が行う。
  - ③ 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で公共施設の変更を伴わないものは市と建設事業者が協議して建設事業者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、市は、必要があると認められるときは、本件設計期間、設計施工期間及び工事監理期間又は各業務に係る請負代金額を変更し、又は公共施設整備事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更（建設事業者））

第49条 市は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書等の変更内容を建設事業者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、市は、必要があると認められるときは、本件設計期間、設計施工期間及び工事監理期間又は各業務に係る請負代金額を変更し、又は公共施設整備事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（本件工事に係る事業者の提案）

- 第50条 建設事業者は、設計図書等について、同一請負金額以下で本件工事の技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、市に対して、当該発見又は発案に基づき、設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 市は、前項に規定する建設事業者の提案を受けた場合において、必要があると認められるときは、設計図書の変更を建設事業者に通知するものとする。
  - 3 市は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、本件設計期間、設計施工期間及び工事監理期間又は各業務に係る

請負代金額を変更しなければならない。

(本件工事の中止)

第51条 工事用地等の確保ができない場合、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、建設事業者の責めに帰すことができないものにより公共施設に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、建設事業者が本件工事等を施工できないと認められるときは、市は、本件工事等の中止内容を直ちに建設事業者へ通知して、本件工事等の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 市は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件工事の中止内容を建設事業者へ通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 市は、前2項の規定により本件工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、設計施工期間又は請負代金額を変更するものとする。また、市は、建設事業者が本件工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事等の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は建設事業者へ損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく工事費の変更)

第52条 市及び建設事業者は、設計施工期間内でこの契約の締結日から12月を経過した後、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 市及び建設事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち、変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき市及び建設事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、建設事業者へ通知する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により設計施工期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に

著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、市及び建設事業者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、設計施工期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、市及び建設事業者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、市と者及び建設事業者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、建設事業者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、市が建設事業者の意見を聴いて定め、建設事業者に通知しなければならない。ただし、市が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

(臨機の措置)

第53条 建設事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、建設事業者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、建設事業者は、そのとつた措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、建設事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 市が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、建設事業者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(不可抗力による損害)

第54条 公共施設の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で市及び建設事業者双方の責めに帰すことができないもの(以下、「不可抗力」という。)により、公共施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、建設事業者は、その事実の発生後、直ちにその状況を市に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(建設事業者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び第101条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を建設事業者に通知しなければならない。
- 3 建設事業者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費

用の負担を市に請求することができる。

- 4 市は、前項の規定により建設事業者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（公共施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって、第41条第2項又は第42条第1項若しくは第2項の規定による検査、立会いその他建設事業者の本件工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下、「損害合計額」という。）のうち、請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
  - ① 公共施設に関する損害  
損害を受けた公共施設に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
  - ② 工事材料に関する損害  
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
  - ③ 仮設物又は建設機械器具に関する損害  
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、本件工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における公共施設に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（公共施設の検査及び引渡し）

第55条 建設事業者は、本件工事が完了したときは、募集要項等に定めるところに従い、公共施設の竣工検査及び機器・器具・備品の試運転検査等を実施し、試運転検査等結果報告書の提出と合わせて、当該結果を市に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による通知をそれぞれ受けたときは、当該通知を受けた日から14日以内に建設事業者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、本件工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を建設事業者に通知しなければならない。市は、必要があると認められるときは、その理由を建設事業者に通知

して、公共施設を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に要する費用は、建設事業者の負担とする。
- 4 市は、第2項の検査によって本件工事の完成を確認した後、公共施設の引渡しを請求することができ、建設事業者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 建設事業者は、本件工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して、市の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本件工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。

(本件工事完了時の支払)

第56条 建設事業者は、前条第2項の検査に合格したときは、市の指示する手続きに従って本件工事に係る請負代金の支払を請求することができる。

- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に、建設事業者に対して、当該請負代金を支払わなければならない。
- 3 市がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下、本項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(建設事業者に対する前払金)

第57条 建設事業者は、保証事業会社と、設計施工期間の満了日を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を市に請求することができる。

- 2 建設事業者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、建設事業者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 建設事業者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、設計施工期間の満了日を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を市に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 建設事業者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ市の中間前払金に係る認定を受けなければならない。
- 5 市は、第1項又は第3項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 6 建設事業者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第59条まで並びに第62条及び第100条において同

じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 7 建設事業者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)を超えるときは、建設事業者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第61条の規定による支払をしようとするときは、市は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、建設事業者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、建設事業者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 前2項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市と建設事業者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、市が定め、建設事業者に通知する。
- 10 市は、建設事業者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更(建設事業者))

第58条 建設事業者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加して、更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。

- 2 公共施設整備事業者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。
- 3 建設事業者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、建設事業者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 建設事業者は、前払金額の変更を伴わない設計施工期間の変更が行われた場合には、直ちに市に代わりその旨を保証事業会社に通知するものとする。

(前払金の使用(建設事業者))

第59条 本件工事において建設事業者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本件工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、労働者災害補償保険料、保証料、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち本件工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払（建設事業者））

第60条 建設事業は、本件工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第41条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 建設事業者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を市に請求しなければならない。

3 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、建設事業者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を建設事業者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を建設事業者に通知して、出来形部分又は工事材料若しくは工場製品を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に要する費用は、建設事業者の負担とする。

5 建設事業者は、第3項の規定による確認が完了したときは、部分払を請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、市と建設事業者が協議して定める。ただし、市が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、市が定め、建設事業者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

7 第5項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し（建設事業者））

第61条 工事目的物となる公共施設について、市が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第55条中「本

件工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「公共施設」とあるのは「指定部分に係る工事の目的物」と、同条第 56 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第 56 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、市と建設事業者とが協議して定める。ただし、市が前項の規定により準用される第 56 条第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、市が定め、建設事業者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝

$$\text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(継続費に係る契約の前払金 (建設事業者の特則))

第 6 2 条 継続費に係る契約の前払金については、第 57 条中「設計施工期間の満了日」とあるのは「設計施工期間の満了日 (最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、同条及び第 58 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の支払限度額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、建設事業者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が別途合意されているときには、前項の規定による読替え後の第 57 条第 1 項の規定にかかわらず、建設事業者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が募集要項等に定められているときには、第 1 項の規定による読替え後の第 57 条第 1 項の規定にかかわらず、建設事業者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて、前払金の支払を請求することができる。
- 4 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第 1 項の規定による読替え後の第 57 条第 1 項の規定にかかわらず、建設事業者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 58 条第 4 項の規定を準用する。

(契約不適合責任 (建設事業者))

第 6 3 条 市は、建設事業者が整備した公共施設が種類又は品質に関してこの契約の

内容に適合しない（以下「契約不適合（本件工事）」という。）ときは、建設事業者に対して公共施設の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

- ① 履行の追完が不能であるとき。
- ② 建設事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ③ 公共施設の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、建設事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（建設事業者の契約不適合責任期間等）

第64条 市は、引き渡された公共施設に関し、第55条第4項又は第5項（第61条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下「引渡し（本件工事）」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合（本件工事）を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下「請求等（本件工事）」という。）をすることができない。

2 前項の請求等（本件工事）は、具体的な契約不適合（本件工事）の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等（本件工事）の根拠を示して、市の契約不適合責任（本件工事）を問う意思を明確に告げることで行う。

3 市が第1項に規定する契約不適合（本件工事）に係る請求等（本件工事）が可能な期間（以下「契約不適合責任期間（本件工事）」という。）の内に契約不適合（本件工事）を知り、その旨を建設事業者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等（本件工事）をしたときは、契約不適合責任期間（本件工事）の内に請求等（本件工事）をしたものとみなす。

4 市は、第1項の請求等（本件工事）を行ったときは、当該請求等（本件工事）の根拠となる契約不適合（本件工事）に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等（本件工事）以外に必要と認められる請求等（本件工事）をすることができる。

5 前各項の規定は、契約不適合（本件工事）が建設事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合（本件工事）に関する建設事業者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間（本件工事）については適用

しない。

- 7 市は、引渡し（本件工事）の際に契約不適合（本件工事）があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに建設事業者へ通知しなければ、当該契約不適合（本件工事）に関する請求等（本件工事）をすることはできない。ただし、建設事業者がその契約不適合（本件工事）があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 契約不適合（本件工事）が支給材料の性質又は市若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合（本件工事）を理由として、請求等（本件工事）をすることができない。ただし、建設事業者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## 第5章 工事監理業務

（工事監理業務）

第65条 工事監理事業者は、募集要項等に従い、工事監理業務を工事監理期間内に完了するものとし、市は、その請負代金を支払うものとする。

（工事監理業務計画書の提出）

第66条 工事監理事業者は、工事監理業務の開始までに、要求水準書に示す工事監理業務計画書を市と協議の上で、作成及び提出し、市の承認を得るものとする。

（貸与品等（工事監理業務））

第67条 市が工事監理事業者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等（工事監理業務）」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 工事監理事業者は、貸与品等（工事監理業務）の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 工事監理事業者は、貸与品等（工事監理業務）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 工事監理事業者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等（工事監理業務）を市に返還しなければならない。
- 5 工事監理事業者は、故意又は過失により貸与品等（工事監理業務）が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、市の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（募集要項等と工事監理業務が一致しない場合の修補義務）

第68条 工事監理事業者は、工事監理業務の内容が募集要項等又は市の指示若しくは市と工事監理事業者の間の協議の内容に適合しない場合において、監督員がその履

行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が市の指示によるとき、その他市の責めに帰すべき事由によるときは、市は、必要があると認められるときは、工事監理期間若しくは請負代金額を変更し、又は工事監理事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(条件変更等(工事監理業務))

第69条 工事監理事業者は、工事監理業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに市に書面により通知し、その確認を請求しなければならない。

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- ② 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、工事監理事業者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、工事監理事業者が立会いに応じない場合には、工事監理事業者の立会いを得ずに行うことができる。

3 市は、工事監理事業者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を工事監理事業者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ工事監理事業者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- ① 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるものは設計事業者が行う。
- ② 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で公共施設の変更を伴うものは設計事業者及び建設事業者が行う。
- ③ 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で公共施設の変更を伴わないものは市と建設事業者が協議して建設事業者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、市は、必要があると認められるときは、本件設計期間、設計施工期間及び工事監理期間又

は各業務に係る請負代金額を変更し、又は公共施設整備事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更(工事監理業務))

第70条 市は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示の変更内容を工事監理事業者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、市は、必要があると認められるときは、本件設計期間、設計施工期間及び工事監理期間又は各業務に係る請負代金額を変更し、又は公共施設整備事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事監理業務に係る工事監理事業者の提案)

第71条 工事監理事業者は、設計図書等について、同一請負金額以下で工事監理業務の技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、市に対して、当該発見又は発案に基づき、設計図書等の変更を提案することができる。

2 市は、前項に規定する工事監理事業者の提案を受けた場合において、必要があると認められるときは、設計図書等の変更を工事監理事業者に通知するものとする。

3 市は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、本件設計期間、設計施工期間及び工事監理期間又は各業務に係る請負代金額を変更しなければならない。

(工事監理業務の完了及び検査)

第72条 工事監理事業者は、工事監理業務を完了したときは、その旨を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に工事監理事業者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事監理業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を工事監理事業者に通知しなければならない。

3 工事監理事業者は、工事監理業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して、市の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事監理業務の完了とみなし、前2項を準用する。

(工事監理業務完了時の支払)

第73条 工事監理事業者は、前条第2項の検査に合格したときは、市の指示する手続きに従って工事監理業務に係る請負代金の支払を請求することができる。

2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に、工事監理事業者に対して、当該請負代金を支払わなければならない。

3 市は、その責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下、

本項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(工事監理事業者に対する前払金)

第74条 工事監理事業者は、保証事業会社と、工事監理期間の満了日を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託して、請負代金額(工事監理)の10分の3以内の前払金の支払を市に請求することができる。

2 工事管理事業者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、工事管理事業者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 市は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 工事監理事業者は、請負代金額(工事監理)が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額(工事監理)の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 工事監理事業者は、請負代金額(工事監理)が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額(工事監理)の10分の4を超えるとときは、工事監理事業者は、請負代金額(工事監理)が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

6 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に、更に請負代金額(工事監理)を増額した場合において、増額後の請負代金額(工事監理)が減額前の請負代金額(工事監理)以上であるときは、工事監理事業者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額(工事監理)が減額前の請負代金額(工事監理)未満の額であるときは、工事監理事業者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額(工事監理)の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。

7 市は、工事監理事業者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更(工事監理事業者))

第75条 工事監理事業者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。

2 工事監理事業者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合にお

いて、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。

3 工事監理事業者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、工事監理事業者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 工事監理事業者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等 (工事監理事業者))

第76条 工事監理事業者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費 (この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払 (工事監理事業者))

第77条 工事監理事業者は、工事監理業務の完了前に、工事監理事業者が既に業務を完了した部分 (次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分 (工事監理業務)」という。) に相応する請負代金額相当額の10分の9以内の額について、契約書記載の回数以内において次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

2 工事監理事業者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分 (工事監理業務) の確認を市に請求しなければならない。

3 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、工事監理事業者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を工事監理事業者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、工事監理事業者の負担とする。

5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金額相当額は、市と工事監理事業者とが協議して定める。ただし、市が第3項の通知にあわせて第1項の請負代金額相当額の協議を申し出た日から10日以内に協議が整わない場合には、市が定め、工事監理事業者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金額相当額 × (9/10 - 前払金額 / 請負代金額)

6 工事監理事業者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

7 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「請負代金額相当額」とあるのは「請負代金額相当額

から既に部分払の対象となった請負代金額相当額を控除した額」とするものとする。  
(継続費に係る契約の前払金(工事監理事業者の特則))

第78条 債務負担行為に係る契約の前払金については、第74条中「工事監理期間の満了日」とあるのは「工事監理期間の満了日(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第75条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の支払限度額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、工事監理事業者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が別途合意されているときには、前項の規定による読替え後の第74条第1項の規定にかかわらず、工事監理事業者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が別途合意されているときには、第1項の規定による読替え後の第74条第1項の規定にかかわらず、工事監理事業者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて、前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第74条第1項の規定にかかわらず、工事監理事業者は、業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第75条第3項の規定を準用する。

(契約不適合責任(工事監理事業者))

第79条 市は、工事監理業務及びその目的物の種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合(工事監理業務)」という。)であるときは、工事監理事業者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

① 履行の追完が不能であるとき。

- ② 工事監理事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ③ 公共施設の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、工事監理事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(工事監理事業者の契約不適合責任期間等)

第80条 市は、工事監理業務及びその目的物に関し、第72条の規定による業務の完了（以下「引渡し（工事監理業務）」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合（工事監理業務）を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下「請求等（工事監理業務）」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等（工事監理業務）は、具体的な契約不適合（工事監理業務）の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等（工事監理業務）の根拠を示して、市の契約不適合責任（工事監理業務）を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 市が第1項に規定する契約不適合に係る請求等（工事監理業務）が可能な期間（以下「契約不適合責任期間（工事監理業務）」という。）の内に契約不適合（工事監理業務）を知り、その旨を工事監理事業者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等（工事監理業務）をしたときは、契約不適合責任期間（工事監理業務）の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 市は、第1項の請求等（工事監理業務）を行ったときは、当該請求等（工事監理業務）の根拠となる契約不適合（工事監理業務）に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等（工事監理業務）以外に必要と認められる請求等（工事監理業務）をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合（工事監理業務）が工事監理事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合（工事監理業務）に関する工事監理事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間（工事監理業務）については適用しない。
- 7 市は、引渡し（工事監理業務）の際に契約不適合（工事監理業務）があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに工事監理事業者に通知しなければ、当該契約不適合（工事監理業務）に関する請求等（工事監理業務）をすることはできない。ただし、工事監理事業者がその契約不適合（工事監理業務）があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 契約不適合（工事監理業務）が支給材料の性質又は市若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合（工事監理業務）を理由として、

請求等（工事監理業務）をすることができない。ただし、工事監理事業者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## 第6章 一般適用規定

（継続費に係る契約の特則）

第81条 継続費に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和 年度 円

令和 年度 円

令和 年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和 年度 円

令和 年度 円

令和 年度 円

3 市は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（継続費に係る契約の部分払の特則）

第82条 継続費に係る契約においては、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、公共施設整備事業者は、予算の執行が可能となる時期以前に、部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第34条第5項、第6項及び第7項、第60条第6項及び第7項並びに第77条第5項、第6項及び第7項その他のこの契約の他の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10 - (\text{前払金額} \times \text{出来高金額} / \text{支払限度額}) - \text{既部分払額}$$

（前払金等の不払に対する本件工事等中止）

第83条 公共施設整備事業者は、市がこの契約の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本件工事等の全部又は一部の施工、工事監理業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、公共施設整備事業者は、その理由を明示した書面により、

直ちにその旨を市に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の規定により公共施設整備事業者が本件工事等の施工又は工事監理業務を中止した場合において、必要があると認められるときは、本件設計期間、設計施工期間、工事監理期間若しくは請負代金額を変更するものとする。また、市は、公共施設整備事業者が本件工事等の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事等の施工の一時中止に伴う増加費用若しくは工事監理事業者が業務の続行に備え、業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は公共施設整備事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(事業者の請求による業務期間の延長)

第84条 設計事業者は、その責めに帰すことができない事由により本件設計期間内に本件設計を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、市に本件設計期間の延長及び変更を請求することができる。

- 2 建設事業者は、天候の不良、第5条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他建設事業者の責めに帰すことができない事由により設計施工期間内に本件工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、市に設計施工期間の延長及び変更を請求することができる。

- 3 工事監理事業者は、その責めに帰すことができない事由により工事監理期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、市に工事監理期間の延長及び変更を請求することができる。

- 4 市は、前各項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、本件設計期間、設計施工期間又は工事監理期間を延長しなければならない。市は、当該期間の延長が市の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は公共施設整備事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(市の請求による業務期間の短縮等)

第85条 市は、特別の理由により本件設計期間、設計施工期間又は工事監理期間を短縮する必要があるときは、本件設計期間、設計施工期間及び工事監理期間の短縮及び変更を公共施設整備事業者に対し、請求することができる。

- 2 市は、この契約の他の条項の規定により本件設計期間、設計施工期間又は工事監理期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる期間に満たない本件設計期間、設計施工期間及び工事監理期間への変更を請求することができる。

- 3 市は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は公共施設整備事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務期間の変更方法)

第86条 本件設計期間、設計施工期間又は工事監理期間の変更については、市と公共施設整備事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、公共施設整備事業者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、市が公共施設整備事業者の意見を聴いて定め、公共施設整備事業者に通知するものとする。ただし、市が本件設計期間、設計施工期間又は工事監理期間の変更事由が生じた日(第84条の場合にあっては、市が本件設計期間、設計施工期間又は工事監理期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、公共施設整備事業者が本件設計期間、設計施工期間又は工事監理期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、公共施設整備事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第87条 請負代金額の変更については、市と公共施設整備事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、公共施設整備事業者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、市が公共施設整備事業者の意見を聴いて定め、公共施設整備事業者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、公共施設整備事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

3 この契約の規定により、公共施設整備事業者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に市が負担する必要な費用の額については、市と公共施設整備事業者が協議して定める。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第88条 市は、この契約の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて、設計図書及び募集要項等を変更することができる。この場合において、設計図書及び募集要項等の変更内容は、市と公共施設整備事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、公共施設整備事業者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、市が公共施設整備事業者の意見を聴いて定め、公共施設整備事業者に通知しなければならない。ただし、市が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、公共施設整備事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

(一般的損害)

第89条 本件設計、本件工事及び工事監理業務の完了前に、当該業務を行うにつき

生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第54条第1項に規定する損害を除く。)については、公共施設整備事業者がその費用を負担する。ただし、その損害(火災保険、賠償責任保険その他の保険(これに準ずるものを含む。)によりてん補された部分を除く。)のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第90条 この契約を履行するにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、公共施設整備事業者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(火災保険、賠償責任保険その他の保険(これに準ずるものを含む。)によりてん補された部分を除く。)のうち、市の指示、貸与品等(市が公共施設整備事業者に貸与し、又は支給する図面その他工事監理業務に必要な物品等で、貸与品等(本件設計)、貸与品等(本件工事)及び貸与品等(工事監理業務)を含む。以下同じ。)の性状その他市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市がその賠償額を負担する。ただし、公共施設整備事業者が、市の指示又は貸与品等が不相当であること等市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前二項の場合その他この契約に定める業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、市及び公共施設整備事業者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第91条 設計事業者及び建設事業者の責めに帰すべき事由により、設計施工期間内に本件工事等を完了することが困難な場合で、この契約を解除する必要がないと認めるときは、市は設計事業者及び建設事業者から遅延違約金を徴収して設計施工期間を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 工事監理事業者の責めに帰すべき事由により工事監理期間内に工事監理業務を完了することができない場合においては、市は、損害金の支払を工事監理事業者に請求することができる。

4 前項の損害金の額は、請負代金額につき、遅滞日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

5 市の責めに帰すべき事由により、この契約の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、公共施設整備事業者は、当該支払が遅延した請負代金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を市に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第92条 第8条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、建設事業者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、市は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、本件工事を完成させるよう請求することができる。

2 建設事業者は、前項の規定により保証人が選定し、市が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から市に対して、この契約に基づく次に定める建設事業者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる

① 請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として建設業者に既に支払われたものを除く。)

② 工事完成債務

③ 契約不適合債務(建設事業者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。)

④ 解除権

⑤ 前各号に掲げるもののほか、この契約に係る一切の権利及び義務(第39条の規定により建設事業者が施工した本件工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3 市は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する建設事業者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による市の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて市に対して建設事業者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生ずる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(市の解除権)

第93条 市は、公共施設整備事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

① 正当な理由なく、本件工事等又は工事監理業務に着手すべき期日を過ぎても本件工事等又は工事監理業務に着手しないとき。

② その責めに帰すべき事由により設計施工期間内に完成しないとき、又は設計施工期間経過後相当の期間内に本件工事等を完成する見込みが明らかでない認められるとき。

③ 第14条第1項、第5項、第15条第1項及び第16条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。

④ 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を

達することができないと認められるとき。

- ⑤ 第98条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。  
(契約が解除された場合等の違約金)

第94条 次の各号のいずれかに該当する場合には、公共施設整備事業者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として、市の指定する期間内に支払わなければならない。

- ① 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合  
② 公共施設整備事業者がその債務の履行を拒否し、又は公共施設整備事業者の責めに帰すべき事由によって公共施設整備事業者の債務について履行不能となった場合
- 2 次に掲げる者がこの契約の全部又は一部を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- ① 公共施設整備事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人  
② 公共施設整備事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人  
③ 公共施設整備事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に規定する場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による市の解除権)

第95条 市は、公共施設整備事業者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① この契約に関し、公共施設整備事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は公共施設整備事業者が構成事業者である事業者団体（以下「事業者団体」という。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が公共施設整備事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）  
② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が公共施設整備事業者又は事業者団体に対して行われたときは、公共施設整備事業者又は事業者団体に対する命令で確定したものをいい、公共施設整備事業者又は事業者団体に対して行われていないときは、各名宛人に対

する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- ③ 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、公共施設整備事業者又は事業者団体に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が公共施設整備事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - ④ この契約に関し、公共施設整備事業者（公共施設整備事業者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、公共施設整備事業者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（暴力団排除措置による市の解除権）

第96条 市は、公共施設整備事業者（公共施設整備事業者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- ① 役員等（公共施設整備事業者が個人である場合にはその者を、公共施設整備事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等又は建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 公共施設整備事業者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、市が公共施設整備事業者に対して当該契約の解除を求め、公共施設整備事業者がこれに従わなかったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（市の任意解除権）

第97条 市は、本件工事が完成するまでの間は、第93条、第95条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 市は、前項の規定により契約を解除したことにより公共施設整備事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（事業者の解除権）

第98条 公共施設整備事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- ① 第26条、第49条又は第70条の規定により設計図書を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- ② 第51条及び第83条の規定による本件工事等の施工又は工事監理業務の中止期間が設計施工期間又は工事監理期間の10分の5（設計施工期間又は工事監理期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本件工事等又は工事監理業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件工事等又は工事監理業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- ③ 市がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 公共施設整備事業者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。

（解除の効果）

第99条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する市及び公共施設

整備事業者の義務は消滅する。

- 2 市及び公共施設整備事業者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、次条の定めに従った措置を構ずるものとする。

(解除に伴う措置)

第100条 市は、この契約が解除された場合においては、本件工事等及び開館準備業務の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の対象となった成果物及び工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額を設計事業者及び建設業者に支払わなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を建設業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に要する費用は、建設事業者の負担とする。

- 3 第1項の場合において、第31条又は第57条（第36条及び第62条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第34条、第60条及び第82条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、設計事業者及び建設事業者は、解除が第93条、第94条第2項、第95条第1項又は第96条第1項の規定によるときにあっては、その余剰金に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第97条又は第98条の規定によるときにあっては、その余剰金を市に返還しなければならない。

- 4 設計事業者及び建設事業者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、市に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が設計事業者及び建設事業者の故意若しくは過失により滅失若しくは損傷したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくはは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 設計事業者及び建設事業者は、この契約が解除された場合において、貸与品等（本件設計）又は貸与品等（本件工事）があるときは、当該貸与品等（本件設計）又は貸与品等（本件工事）を市に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等（本件設計）又は貸与品等（本件工事）が設計事業者及び建設事業者の故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、代品を納め、若しくはは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 設計事業者及び建設事業者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に設計事業者及び建設事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条におい

- て同じ。)があるときは、設計事業者及び建設事業者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、市に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、設計事業者及び建設事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、設計事業者及び建設事業者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、設計事業者及び建設事業者は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する設計事業者及び建設事業者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第93条、第94条第2項、第95条第1項又は第96条第1項の規定によるときは市が定め、第97条第1項又は第98条第1項の規定によるときは、設計事業者及び建設事業者が市の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する設計事業者及び建設事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が設計事業者及び建設事業者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 市は、この契約が解除された場合において、工事監理事業者が履行部分を報告した場合は、履行部分を検査の上、履行部分に相応する請負代金を工事監理事業者に支払わなければならない。また、当該請負代金の金額は、市及び工事監理事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、工事監理事業者に通知する。
- 10 工事監理事業者は、この契約が解除された場合において、貸与品等（工事監理業務）があるときは、当該貸与品等（工事監理業務）を市に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等（工事監理業務）が工事監理事業者の故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 11 前項前段に規定する工事監理事業者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第93条、第94条第2項、第95条第1項又は第96条第1項の規定によるときは市が定め、第97条第1項又は第98条第1項の規定によるときは、工事監理事業者が市の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する工事監理事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が工事監理事業者の意見を聴いて定めるものとする。

## 第7章 雑則

(火災保険等)

第101条 建設事業者は、公共施設及び工事材料（支給材料を含む。以下本条にお

いて同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。)に付きなければならない。

2 建設事業者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに市に提示しなければならない。

3 建設事業者は、公共施設及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第102条 公共施設整備事業者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を市の指定する期間内に支払わないときは、市は、その支払わない額に市の指定する期間を経過した日から当該賠償金等が支払われるまで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、市の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、市は、公共施設整備事業者から、遅延日数につき、当該不足額に対して年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第103条 この契約の各条項において市と公共施設整備事業者が協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに市が定めたものに公共施設整備事業者において不服がある場合その他この契約に関して市と公共施設整備事業者の間に紛争を生じた場合には、市並びに公共施設整備事業者は、建設業法による建設工事紛争審査会で市と公共施設整備事業者とが協議して管轄審査会と定めるもの(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、統括責任者の職務の執行に関する紛争、建設業務責任者、工事監理業務責任者その他公共施設整備事業者が本件工事等及び工事監理業務を施工又は実施するために使用している下請負人、労働者等の本件工事等及び工事監理業務の施工、実施又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第21条第3項の規定により公共施設整備事業者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により市が決定を行った後又は市若しくは公共施設整備事業者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、市及び公共施設整備事業者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第104条 市及び公共施設整備事業者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第105条 この契約において書面により行わなければならないこととされている

請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

(その他)

第106条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、市及び公共施設整備事業者が協議して定める。